



# 一宮市議会議員一般選挙

ID 1027462

投票日は4月21日(日)  
午前7時～午後8時

選挙期日の告示日 4月14日(日)  
投票日(選挙期日) 4月21日(日)  
開票(即日) 午後9時20分 木曾川体育館

一宮市議会議員一般選挙を4月21日(日)に執行する予定です。棄権することなく、必ず投票に出掛けましょう。なお市議会議員の定数は、38人です。

## 投票できる方

平成13年4月22日以前に生まれ、平成31年1月13日以前から引き続いて、一宮市の住民基本台帳(住民票)に記録されている日本国籍の方  
※一宮市外へ転出した方は投票不可

## 投票には「選挙のお知らせ」を持って

ご自宅に届く「選挙のお知らせ」を、投票所へお持ちください。世帯全体の分が同じ日に届くとは限りません。また郵便の転居届による転送サービスを利用している場合、届け出先に転送されますので、ご注意ください。

なお満18歳の方や転入した方で、選挙人名簿登録の都合上「選挙のお知らせ」が投票日直前の到着となる場合があります。

有権者で「選挙のお知らせ」をなくしたり、届いていなかったりした場合でも、確認の時間はいただけますが投票できますので、投票所でお申し出ください。

## 投票所の確認を

「選挙のお知らせ」に案内図が記載してあります。場所を確かめてお出掛けください(投票所は3月29日(金)現在の住所で確定)。

## 候補者の政見や公約は選挙公報などで

選挙公報は4月18日(木)ごろまでに、新聞折り込みまたは各戸に配布する予定です。また市ウェブサイトにも掲載します。



## 投票日に都合の悪い方は期日前投票を

以下の方は、あらかじめ期日前投票(不在者投票)をすることができます。  
▽仕事や親族の冠婚葬祭などがある  
▽私用で、投票区域外にいる  
▽病気などで歩くことが不自由である  
▽投票日に悪天候が見込まれる  
※投票日には18歳であるが、期日前投票をする時点で17歳の方は、不在者投票をすることになります。

## 期日前投票の方法

「選挙のお知らせ」裏面の宣誓書を記入の上、下記の期日前投票所へお出掛けください(お手元がない場合でも選挙人名簿に登録されていれば投票可、認め印は不要)。

期日前投票所	期日前投票できる日時
①本庁舎11階1101会議室※ ②大和生涯学習センター 1階特設会場 ③尾西庁舎2階会議室G※ ④木曾川体育館1階会議室 ⑤i-ビル6階中央図書館 多目的室 (i-ビル駐車場は有料)	4月15日(月)～20日(土) 午前8時30分～午後8時 (⑤は9時から)

※本庁舎駐車場は、混雑が予想されます。また開庁時間外に本庁舎の期日前投票所にお越しの方は、庁舎西側・北側の出入り口をご利用ください。

※開庁時間外に尾西庁舎の期日前投票所にお越しの方は、庁舎東側の出入り口をご利用ください。

## あなたの 思いを 投票しよう!



### ○ 無効票とならないように 気を付けましょう! ○

投票用紙に候補者の氏名のほか、他事を記載すると無効票となる場合があります。大切な一票が無効票とならないよう、候補者の氏名を正しく記載してください。

◆無効票となる例◆  
(候補者の氏名が「一宮 愛知」の場合)  
ガンバレ 一宮  
一宮 愛知さんへ

### 字を書くことができない方は 代理投票または点字投票を

病気やけが、または目が不自由なためなどで字を書くことができない方は、投票所でお申し出ください。代理投票または点字投票ができます。

### 一宮市外で行う 不在者投票

長期出張などにより一宮市での投票が困難な方のために、滞在地の市区町村で不在者投票をする方法があります。

一宮市や滞在する市区町村の選挙管理委員会で「宣誓書」の交付を受け、必要事項を記入して、一宮市選挙管理委員会へ投票用紙などを請求してください。投票用紙などが送付されたら、そのまま、現在滞在する市区町村の選挙管理委員会または不在者投票所へ持参し、投票してください(同封される不在者投票証明書は絶対に開封せず提出)。

なお不在者投票所の開設時間は市区町村により異なりますので、ご確認ください。

投票された用紙は、一宮市選挙管理委員会へ郵便で送付されるので、郵送期間を十分見込んで投票することが必要です。

### 指定病院などで行う 不在者投票

病院や老人ホームなどに入院・入所中の方のために、施設の中で不在者投票できる場合があります。入院・入所中で、不在者投票を希望する方は、各施設でお早めにご確認ください。

### 郵便等による不在者投票の請求は 4月17日(水)の午後5時まで

身体に重度の障害があり、投票日に投票所へ行って投票することができない方が、一定の条件を満たしている場合は、郵便などを利用して投票できる「郵便等による不在者投票」ができます。自ら記載できない方は「代理記載制度」もあります。

#### 郵便等による不在者投票を利用できる方

障害の種類	身体障害者手帳	戦傷病者手帳
両下肢・体幹	1級・2級	特別項症～第2項症
移動機能		—
心臓・腎臓・呼吸器 ・ぼうこう・直腸・小腸	1級・3級	特別項症～第3項症
肝臓	1級～3級	—
免疫		—
介護保険被保険者証の要介護状態区分=要介護5		

#### 代理記載制度を利用できる方(上表に該当する方のうち)

障害の種類	身体障害者手帳	戦傷病者手帳
上肢・視覚	1級	特別項症～第2項症

#### ▼利用前の手続き

あらかじめ市選挙管理委員会で「郵便等投票証明書」の交付を受けておくことが必要です。証明書の交付を希望する方や証明書の有効期限が過ぎている方は、身体障害者手帳・戦傷病者手帳・介護保険被保険者証を添えて、早めに市選挙管理委員会へ申請してください。また代理記載制度は「代理記載人」となるべき方をあらかじめ届け出ることが必要です。

#### ▼投票の手順

- ① 4月17日(水)の午後5時まで、本人または届け出た代理記載人の署名のある「郵便等による不在者投票請求書」に「郵便等投票証明書」を添えて、投票用紙と投票用封筒を市選挙管理委員会へ請求してください。
- ② 請求した方へ投票用紙と投票用封筒を郵便などで送付します。
- ③ 到着後、現在いる場所で投票用紙に記載し、封筒に投票記載年月日・投票記載場所を記載し、本人または届け出た代理記載人が署名してください。
- ④ 必ず郵便などにより市選挙管理委員会へ送付してください。

選挙についてわからないことや「選挙のお知らせ」が届かないときは、お尋ねください。

【問】選挙管理委員会事務局 ☎(28)8958